

今月の税務トピックス (老齢一時金の重複排除の特例等の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、その受給年に支払いを受ける退職手当等について勤続期間の一部が他の退職手当等についての勤続期間と重複している場合には、課税の公平性の観点から、それぞれの退職手当等の勤続期間について重複排除したところで勤続年数を計算することとされます(所法30⑤一、所令70①二イ)。

令和7年度税制改正では、定年の引き上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、その者が既に老齢一時金を受給している場合には、老齢一時金の重複排除に係る調整期間が見直されました。

本稿では、老齢一時金の重複排除について、改正前及び改正後の制度の概要とその実務上の留意点について検討することとします。

I 改正前制度の概要

1 原則

老齢一時金については、60歳から75歳までの間にその受給日を任意に選べることを踏まえて、その受給をした年以前20年以内に他の退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、重複排除の規定が適用されます(所令70①二ハ)。

2 特例(改正)

例外として、先に老齢一時金を受給した場合には、その重複排除に係る調整期間は原則どおり5年以内とされる「老齢一時金の重複排除の特例」が規定されていました(旧所令70①二)。

II 改正の内容

1 老齢一時金の重複排除の特例

退職手当等(老齢一時金を除きます。)の支払を受けた年以前10年以内(改正前:5年以内)に老齢一時金の支払を受けている場合には、その老齢一時金等については、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排

除の特例の対象とされます(所令70①二ロ)。

2 源泉徴収関係書類の保管・提出

上記Ⅱ1の改正に伴い、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の提出・保存期間が10年(改正前:7年)とされます(所規77⑥ただし書き、地規2の4②ただし書き)。

3 適用関係

上記Ⅱ1及び2の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます(令和7年改正所令附則4、令和7年改正所規附則5)。

なお、個人住民税についても同様とされます(令和7年改正地規附則2①)。

おわりに

老齢一時金とは、確定拠出年金や確定給付企業年金などの企業年金制度において、「老齢」を事由に受け取れる一時金とされます。確定拠出年金は、「企業型DC(企業型確定拠出年金)」と「iDeCo(個人型確定拠出年金)」に区分されています(所令72③七)。また、「iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)」は、企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金)を実施していない中小企業(厚生年金被保険者である従業員が300人以下である場合に限り)の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に上乗せして、掛金を拠出できる制度とされています。

なお、退職一時金には、企業が一時金として支給する退職手当金等のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構が支給する「小規模企業共済に係る解約手当金等(所法31、所令70③三)」も含まれますので、実務上留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。